

相続対策 ワンポイント・レッスン ～昔から子の名前で預金をしているので贈与税の時効が成立～ その6

シリーズで「相続対策 ワンポイント・レッスン」について、解説させていただいています。

第6回目のテーマは、「昔から子の名前で預金をしているので贈与税の時効が成立している」について、解説します。

1. 民法上の贈与とは

贈与税の課税対象とされる贈与には、①民法上の贈与（非課税とされるものを除く。）と、②相続税法上の独自の観点から設けられたみなし贈与（例えば、生命保険金の贈与等）の2種類があります。

民法上の贈与については、民法549条において「贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と規定されています。

このことから、贈与者による贈与の意思表示と受贈者による受贈の意思表示をもって成立する契約（諾成契約）行為であることが特徴であり、贈与者による一方的な意思表示のみでは民法上の贈与は成立しないこととなります。

2. 税務上の時効とは

税務上の時効期間としての定めは、国税通則法および地方税法において、原則として法定納期限から5年間（贈与税については6年間（相法36））行使しないことによって、時効により消滅することとしています。そのため、納税義務は、原則として法定納期限から5年を経過すれば、時効によって消滅することとなります。ただし、偽りその他不正の行為によって免れまたは還付を受けた租税については、その時効は、原則として法定納期限から2年間（贈与税については1年間）は進行しませんから、この場合の時効期間は、実質的には7年間となります。

偽りその他不正の行為とは、「真実の所得を隠蔽し、それが課税の対象となることを回避するため、所得金額をことさらに過小に記載した内容虚偽の確定申告書を提出する行為」と最高裁で判示し、単に確定申告書を提出しなかったという消極的な行為だけではこれに当たらないとしています。

国税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないため、時効完成後の納税は過誤納として還付されます。なお、時効完成の効力は起算日まで遡りますから、以降の利子税、延滞税も同様に消滅します。

3. 名義預金の時効について

民法上の贈与とは諾成契約による必要があることから、例えば、父が子名義で毎年預金をしていてもその預金の存在をその子が知らない場合には、受贈者（子）による受贈の意思表示がないことから贈与は成立していないと考えられます。そのため、子名義の預金が行われて何年経過していても民法上の贈与が行われていない以上税務上の時効は成立しないこととなります。

4. 名義預金の判定についての国税不服審判所の裁判例

被相続人が、自己の有する金融資産を原資に、子らの名義を使って預け入れた定期預金について、その後の継続手続や各通帳及び各印鑑の保管が、相続開始時まで全て被相続人の管理下にあり、子らの処分可能な状況になかった場合には、贈与があったとはいえ、被相続人の財産として相続税の課税対象となると判断された裁判事例（平成27年10月2日裁判）があります。

この裁判では、「相続財産である預貯金等の帰属については、一般的にはその名義人に帰属するのが通常であるが、預貯金等については別の名義への預け替えが容易にできることから、単に名義人が誰であるかという形式的事実のみにより判断するのではなく、その原資となった金員の出捐者、その管理、運用の状況、贈与の事実の有無等を総合的に勘案して預貯金等の帰属を判断するのが相当であると解される。」との判断基準を示しています。

さらに、国税不服審判所の裁判（平成19年6月26日）では、贈与事実の存否の判断に当たって、贈与税の申告及び納税の事実、贈与事実を認定する上での一つの証拠とは認められるものの、それをもって直ちに贈与事実を認定することはできないと解すべきであるとしています。

相続税の税務調査では、家族名義の預貯金などが被相続人の財産と判定され、修正申告に至る事例が多くあります。預貯金等については、昔から相続人名義にしてあっても、その預貯金の原資や管理処分の状況などから相続財産に当たると判断されることがあります。

贈与を受けた預金が、名義預金と判定されないためには、贈与契約書の作成や贈与を受けた者がその贈与財産を管理処分している事実を明確にしておくことが肝要です。

（文責： 山本和義）